



平成 18 年 8 月 7 日

各 位

福岡市博多区博多駅東2-10-1第一福岡ビルS館4階
株 式 会 社 コ ス モ ス 薬 品
代 表 取 締 役 社 長 宇 野 正 晃
(コード番号：3349 東証一部)

問い合わせ先 専務取締役 小 野 幸 弘
管理本部長

T E L 092-433-0660 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年8月30日開催予定の第24期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 単元未満株式について行使できることができる権利を明確にするため、変更定款案第9条(単元未満株主の権利)の規定を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部又は全部につき、インターネットによる提供が可能になったことに伴い、株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、変更定款案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を新設するものであります。
- ③ 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、変更定款案第17条(議決権の代理行使)において所要の変更を行うものであります。
- ④ 取締役会における書面決議が認められたことに伴い、取締役会を機動的に運営するため、書面又は電磁的記録により決議を行うことができるよう、変更定款案第23条第3項(取締役会の決議の省略)の規定を新設するものであります。
- ⑤ 社外取締役及び社外監査役が職務の遂行に際し、その能力を十分に発揮できるよう、また優秀な人材を迎えられるよう変更定款案第25条第2項(社外取締役の責任免除)及び変更定款案第32条第2項(社外監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。なお、変更定款案第25条第2項の新設につきましては、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- ⑥ 上記のほか、「会社法」に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年8月30日（水）

定款変更の効力発生日 平成18年8月30日（水）

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、電子公告を行うことが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、5,960万株とする。 (新 設) (自己株式の買受け) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることが出来る。 (1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 1. 当社の1単元の株式数は、100株とする。 2. 当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。 (新 設) (名義書換代理人) 第8条 1. 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿	(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことが出来ない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、5,960万株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。 (削 除) (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 1. 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (単元未満株主の権利) 第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い等、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社において、これを取扱わない。</u> (株式取扱規程) 第9条 当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続き及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。 (基準日) 第10条 1. 当会社は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2. 前項その他定款に別段の定めのある場合を除き、株主又は登録質権者として権利を行使すべき者を定めるため必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。 第3章 株主総会 (新 設) (招集の時期) 第11条 定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</u> (招集者及び議長) 第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株券の種類、株主（<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>）の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続き及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。 (削 除) 第3章 株主総会 (基準日) 第12条 当会社は、毎年5月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (招集の時期) 第13条 定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。 (招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
(普通決議の要件) 第13条 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。	(決議の要件) 第16条 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(議事録) 第15条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。	(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第16条 当会社の取締役は10名以内とする。 (選任決議) 第17条 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	(削 除) 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 (現行どおり) (選任決議) 第19条 (削 除) 1. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役) 第19条 <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u> (役付取締役) 第20条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会) 第21条 1. 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。 (新 設) 3. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u> (報酬) 第22条 取締役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会においてこれを定める。 (取締役の責任免除) 第23条 当会社は、<u>商法第266条第12項、第17項及び第18項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第</u>	(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。 (代表取締役) 第21条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</u> (役付取締役) 第22条 (現行どおり) (取締役会) 第23条 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u> 4. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</u> (報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける<u>財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第25条 1. 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によ</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>5号の行為に関する取締役</u>（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 （新 設） 第5章 監査役及び監査役会 （員数） 第24条 当会社の監査役は5名以内とする。 （選任決議） 第25条 1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって決する。</u> （任期） 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時を持って満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時とする。 （常勤監査役） 第27条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u> （監査役会） 第28条 1. 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することが出来る。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。 （報酬） 第29条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。	<u>って、同法第423条第1項に定める取締役</u>（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u> 第5章 監査役及び監査役会 （員数） 第26条 （現行どおり） （選任決議） 第27条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって行う。</u> （任期） 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時を持って満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時とする。 （常勤監査役） 第29条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u> （監査役会） 第30条 （現行どおり） （報酬等） 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の<u>決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもつて、監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設) 第6章 計算 (営業年度) 第31条 当社の<u>営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u> (利益配当) 第32条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払うものとする。</u> (新 設) (中間配当) 第33条 <u>取締役会の決議により、毎年11月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第243条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)を行うことができる。</u> (新 設) (配当金の除斥) 第34条 <u>利益配当金及び中間配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。</u>	(監査役の責任免除) 第32条 1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u> 第6章 計算 (事業年度) 第33条 当社の<u>事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。</u> (剰余金の配当の基準日) 第34条 1. <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> 2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> (削 除) (自己株式の取得) 第35条 当社は、<u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u> (配当金の除斥) 第36条 <u>期末配当金及び中間配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れるものとする。</u>